

別添2

労働者代表による保証約定書

印紙

昭和 年 月 日

会 社(甲)住 所

氏名又は名称



保証人(乙)住 所

氏 名



労働者(丙)別冊労働者名簿記載の

各労働者

代理人(丁)住 所

氏 名



甲と丙との間における貯蓄金管理に関する協定に基づき、甲が丙に対し負担する貯蓄金の元金の払戻債務の履行を確保するため、乙が甲と連帯して当該債務の履行を丙に対して保証するにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の条項を確約する。

記

第1条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

- (1) 丙が甲に対して有する貯蓄金の元金の払戻請求権の保全のために行う保証契約の締結
- (2) 本約定書正本の保管
- (3) 保証債務の履行の請求

第2条 乙は、甲の依頼により、甲が丙に対し負担する貯蓄金の元金の払戻債務につき、それぞれ別冊労働者名簿の保証極度額の欄に記載された毎年3月31日現在における預金残額を限度とし、丙に対して甲と連帯して当該債務の履行の責を負うこととする。

第3条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したときにのみ、丁の請求により、丙に対し保証債務を履行することとする。

- (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。
- 2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知すること

とする。

第4条 本約定の保証期間は、昭和 年 月 日までとする。本約定による保証債務は、その期間が満了したときに消滅することとする。その期間満了前に新約定が締結されたときも同様とする。

2 前項にかかるわらず、その期間内に甲が第3条第1項の各号のいずれかに該当したときは、
丁は、前項の期間の満了後3カ月を経過した日までに第3条第1項の請求を行うこととし、
この請求がないときは、本約定による保証債務は消滅することとする。

第5条 本約定書は正本1通及び副本2通を作成し、正本は丁が保管し、副本は甲及び乙がそれぞれ1通を保管することとする。

(別冊)

勞 動 者 名 簿

昭和 年 月 日

氏名	印	住所	保証極度額(単位円)

上記のとおり相違なきことを認めます。

昭和 年 月 日

会社(甲)住 所

氏名又は名称

四